

2026 年 7 月 30 日
慶應義塾大学法学部 大屋雄裕

・法テラスの業務を引き受けることを弁護士にためらわせるディスインセンティブの解消を重視すべきであり、そのためにもデジタル化を通じた手続きの統一、紙による手続きの排除などを進めていくべきであるとの意見に変わりはない。

・他方、物価が定常的に上昇するようになり、利率が上がるという近時の社会情勢は物価・利率とも停滞していたこれまでの数十年とは異なる状況にある。報酬水準が維持されるに留まり、後払いが基本となっている現在の法テラスのシステムは業務を担う弁護士に二重に負担を負わせるものになっており、大きなディスインセンティブを生じさせていると考えられる。見込まれる費用に対する先払い制度の導入などの負担軽減策を検討する必要があるとともに、最低でも物価上昇に見合う報酬水準の引き上げなどを実現するべきである。

・また、報酬基準などが事案の複雑さなどを考慮することなく定型的に決められていることから、弁護士の支援を必要とする困難な事例ほど労力に対する報酬が低水準となり、結果的に法テラス事案の引受け自体の忌避につながるという構造もあるように思われる。単に機械的な公平性に拘泥することなく、事後的な審査を通じた公正さの確保などに留意しつつも事案の性質に応じた弾力的な報酬算定を可能にすることを考慮すべきではないか。

・これは必ずしも法テラス・法務省のみの責任ではないが、法的サービスへの需要を抱えた弱者の相談先である医療・福祉・地域行政の現場に法テラスの存在が十分認知されていないという問題はあるように思われる。特に福祉については、人口減少社会においてその供給を効率的に行なうという観点もあり、医療と介護、あるいは高齢・障害・子供・生活困窮といった問題領域を超えて連携する体制の構築が進められているが、法的サービスとその供給主体である法テラスの認知が十分ではないように思われる。法テラスから福祉側への積極的な働きかけによって問題解決に寄与する道を開く必要があるのではないか。

以上